

意見書

新たな過疎対策法の制定に関する 意見書を送付

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、総合的な過疎対策事業が実施され、一定の成果を上げたが、現行過疎地域自立促進特別措置法は平成22年3月末に期限切れとなっています。

しかしながら、過疎地域の現状は、高齢化・少子化の進行と地域活力の減退、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒

廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅に瀕するなど深刻な状況に直面し、今なお解決すべき多くの課題が残されています。このようなことから、今後とも強力な施策の必要性を痛感するところであり、平成22年度以降において新たな過疎対策法が制定されるよう意見書を内閣総理大臣ほか関係大臣に送付し、その実現を要請しました。

県立北薩病院の医療体制の充実を 求める意見書を送付

県立北薩病院は、大口市、菱刈町、湧水町、及び私達さつま町を主な診療圏とした中核的医療機関として、これまで半世紀以上にわたり、多くの町民に利用されてきています。

しかしながら、今、地方の病院ほど医師不足は深刻化しており、県立北

薩病院でも「脳神経外科」等の常勤医師の確保が非常に大きな問題となつてきております。

このようなことから、地域住民が医療のよりどころとしている県立北薩病院の医療体制が充実されるよう、意見書を県知事に送付し、その実現を要請しました。

中山間地域等直接支払制度の存続 を求める意見書を送付

平成12年度から進められてきた中山間地域等直接支払制度は、平成17年度に新対策として継続され、期限は平成21年度までとなっています。

今後ますます高齢化する状況において、農村環境の維持保全、食料自給率の向上、農山村の果たす多面的機能を確保する観点から、各集落協定か

らも存続を望む声が多く上がっているところであり、ります。

このようなことから、平成22年度以降も中山間地域等直接支払制度の存続と制度の恒久化についての検討について意見書を内閣総理大臣ほか関係大臣等に送付し、その実現を要請しました。

7月臨時会の あらまし

7月臨時会は、7月25日の1日の会期で開催しました。

農地・農業用施設災害復旧費に要する経費及び道路橋りょう河川災害復旧費に要する経費等の一般会計補正予算を審議しました。審査の結果、提案された議案を可決しました。

町ホームページで会議録を公開

10/1~ <http://www.satsuma-net.jp>

さつま町議
会
を
ク
リ
ッ
ク

⑨会議録の
閲覧を選択

